

松阪市立第三小学校いじめ防止基本方針

平成26年6月25日策定
(令和5年8月改訂)

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本的な考え方

〔いじめの定義〕

「いじめ」とは、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

※いじめ防止対策推進法 第2条第1項

〔基本理念〕

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

したがって、本校では、「いじめは絶対に許されない」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との認識を持ち、全教職員がそれぞれの役割と責任を自覚し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止等の取組を実効的に実施するため、次の機能を担う「いじめ問題対策委員会」を設置する。

（1）いじめ問題対策委員会の構成員

校長、教頭、生活指導担当、低学年代表教員、高学年代表教員、該当学級担任、養護教諭

※必要に応じて、スクールカウンセラー、PTA役員、学校評議員

（2）いじめ問題対策委員会の活動内容

- ①いじめ防止に係る研修会等の企画・運営に関すること
- ②いじめの未然防止に関すること
- ③いじめの早期発見に関すること
- ④いじめの早期解決に関すること

3 いじめ防止等の対策のための具体的な取組

（1）いじめの未然防止のための取組

いじめはどの子どもにも起こりうることであるため、全児童を対象にいじめの未然防止に取り組めます。

【具体的な取組】

- ①互いを認め合える人間関係をつくれます。
 - ・あらゆる教育活動を通して、いじめを許さない心情を育てます。
 - ・道徳の授業を中心に、人権尊重の精神や思いやりの心を育てます。
 - ・情報モラル教育を推進し、携帯電話やインターネットの正しい利用法や危険性について理解を深めるとともに、相手を思いやる気持ちを育てます。
 - ・全校集会や学級会、縦割り班活動を通して、仲間づくりを進めます。
 - ・各教科や総合的な学習の時間及び行事などに、グループやペアでの活動を取り入れ、互

いの良さを認め合い、高め合う集団づくりを行います。

- ・学級満足度調査（Q-U）結果を考察し、職員研修で共通理解を図るとともに、よりよい学級経営に努めます。
- ・規律正しい態度で授業や行事に進んで参加できるような、授業づくりや集団づくりを行います。
- ・互いの授業を参観し、子どもの様子を観察したり授業改善を行ったりします。

②自己肯定感や自己有用感を育成します。

- ・道徳の授業を通して、児童の自己肯定感（自分はかけがえのない存在であると思う気持ち）や自己有用感（自分は人の役に立っていると思う気持ち）を育成します。
- ・一人ひとりのよさを心から認め合う学級づくりを進めます。
- ・わかる・できる授業の実践に努め、児童一人ひとりが成就感や充実感をもてる授業の実践に努めます。
- ・係活動や委員会活動、縦割り班活動等を通して、人の役に立っている、人から認められているといった自己有用感を獲得させます。
- ・地域の方々と触れ合うことで、地域の良さを知り、自分も社会の一員として必要な存在であることに気づかせます。
- ・ソーシャルスキルトレーニング（人とうまく関わる方法を身につけるための練習）を行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気づくとともに、他者から認められる自分が存在するを感じさせることにより、自尊感情（自分には価値があり、尊敬されるべき人間であると思える気持ち）を育みます。

③家庭や地域と連携して取り組みます。

- ・「学校いじめ防止基本方針」を公開し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決における学校の役割、家庭の役割、地域の役割についての理解を図ります。
- ・PTA人権講演会や人権学習授業参観を開催し、教職員と保護者が、人権について考え、共通理解を図ります。

（２）いじめの早期発見のための取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。そのことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもち、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを積極的に認知して対処します。

【具体的な取組】

①いじめを相談しやすい体制を整えます。

- ・児童や保護者との信頼関係を深め、いじめを相談できる関係づくりに努めます。
- ・教頭や養護教諭、担任等が窓口になり、児童・保護者等からいじめを訴えやすい体制を整えます。
- ・相談室を設け、児童が話しやすい雰囲気づくりをします。

②いじめを把握します。

- ・全教職員が、日頃から児童の学校での様子を見守り、児童と向き合うことにより、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ちます。
- ・「児童の変化の気づき」「気づいた情報の共有」を基本として、いじめの把握に努めます。
- ・児童の声や日記、保護者からの相談により、児童の交友関係や悩み事を把握します。
- ・定期的なアンケートや学級満足度調査（Q-U）結果から児童の心情を把握します。

③家庭、地域と連携して取り組みます。

- ・日頃から、保護者、地域との信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努めます。
- ・家庭訪問により、児童や保護者との信頼関係を構築します。
- ・児童や保護者からいじめの相談があったときは、真剣に耳を傾け、信頼関係を結び、速やかな対応につなげます。
- ・児童にとって、家庭が自分の思いを話せる場となるように、学校と保護者が子どもを中心に据えた取り組みを進めます。
- ・子どもと一緒に会話をしながら食事をする、地域の行事に子どもとともに参加するなど、子どもとの時間を多くもつように啓発していきます。

(3) いじめの早期解決のための取組

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず速やかに組織的に対応し、被害児童の救済を第一と考え、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します

【具体的な取組】

①いじめの解決に向け、取り組みます。

- ・いじめられた児童やいじめた児童から事実関係を聴取し、いじめが確認された場合、いじめ問題対策委員会で情報共有します。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたります。
- ・いじめを発見したときには、学級担任等関係者だけで抱え込まずに、全教職員が対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたります。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとります。
- ・ネットいじめ等のトラブルを未然に防ぐため、ネット上に発信した情報は広範囲に早く拡散すること、また、それを完全に消去することはできないことなどの特性を指導し、自分の行為の結果が与える影響を想像する力を養うとともに情報の受け手の気持ちを思いやった行動ができる力の育成に努めます。
- ・保護者に対して子どもを守るために必要な情報や家庭で適切な指導を行うための情報提供をしたうえで、携帯電話やインターネット使用について家庭でのルールづくりの協力を依頼する取組を推進します。
- ・傍観者である児童に対しても、いじている側の立場と同様であるということを指導します。
- ・いじめの再発防止のために、いじめた児童はもちろん、傍観者であった児童に対しても、いじめられた児童の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行い、「いじめは決して許されない行為である」という認識をもたせます。

②いじめを受けた児童や保護者等を支援します。

- ・いじめを受けた児童やいじめを知らせてくれた児童を複数の教職員で見守るなど、安全を確保します。
- ・いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、心のケアに全力を尽くします。
- ・いじめを受けた児童の保護者に学校の取組や情報を伝えるとともに、保護者からは家庭での様子や友だち関係についての情報を聞き取り、指導に活かします。

③関係機関との連携

- ・学校内だけでなく、各種団体や専門家とケース会議を持つなど、連携・協力して解決にあたります。

- ・必要に応じて、松阪市教育委員会事務局学校支援課、育ちサポート係、松阪市子ども支援研究センター、青少年センター、松阪市こども支援課、中勢児童相談所などの関係機関と連携して、いじめ問題の解決を図ります。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、教育委員会に連絡を取り、警察と相談して対処します。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、直ちに警察に通報し、適切な援助を求めます。

④いじめが「解消している」状態とは

- ・被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していることとします。相当の期間が経過するまでは状況を注視し期間が経過した段階で判断します。行為が止んでない場合は、改めて相当の期間を設定し状況を注視します。
- ・また、いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められる場合とします。被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認します。

4 重大事態への対処

（1）重大事態とは

いじめ防止対策推進法 第28条による。

第1号 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

第2号 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席（※）することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

（2）重大事態発生時の対応

- ①重大事態が発生した場合は、松阪市教育委員会に速やかに報告します。
- ②教育委員会と協議の上、専門家を加えた当該事案に対処する組織を設置します。
- ③上記組織により、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- ④いじめを受けた児童及びその保護者に情報を適切に提供します。
- ⑤調査結果を踏まえ、必要な措置を講じます。

5 保護者・地域等との連携

（1）保護者の役割

「いじめ防止対策推進法」第9条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、「保護する子ども等がいじめを行うことのないよう規範意識を養うための指導等を行うとともに、いじめを受けた場合は、子どもを適切にいじめから保護するもの」とされています。

また、保護者は「学校等が講ずるいじめの防止等に関する措置に協力するよう努めるもの」とされ、いじめの防止等に関する家庭の役割は極めて重要です。

（2）地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子どもを見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うように啓発を進めていきます。

(3) 学校・保護者・地域の連携推進

- ① P T Aの各種会議や保護者会・家庭訪問等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学校・学級・保健だより等を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進します。
- ② 日頃から、電話・家庭訪問・通信等を通して保護者との連携を密にして、保護者からの相談を受けたり情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努め、いじめの指導に対しての理解・協力を求めています。
- ③ 「松阪市立第三小学校いじめ防止基本方針」を学校だよりやホームページ等で公開することで、地域ぐるみの防止対策を効果的に推進します。
- ④ 殿町中学校区人権・同和教育推進協議会、殿町中学校地区青少年育成会等の関係団体と連携し、いじめ防止対策に努めます。